

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和7年4月30日(2025.4.30)

【公開番号】特開2025-65358(P2025-65358A)

【公開日】令和7年4月17日(2025.4.17)

【年通号数】公開公報(特許)2025-070

【出願番号】特願2025-18766(P2025-18766)

【国際特許分類】

C 0 9 J 7/38(2018.01)

C 0 9 J 7/26(2018.01)

C 0 9 J 7/29(2018.01)

C 0 9 J 201/00(2006.01)

B 3 2 B 7/022(2019.01)

B 3 2 B 27/00(2006.01)

10

【F I】

C 0 9 J 7/38

C 0 9 J 7/26

C 0 9 J 7/29

C 0 9 J 201/00

B 3 2 B 7/022

B 3 2 B 27/00 M

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月18日(2025.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1粘着層、第1基材層、発泡体層及び第3粘着層を順に備え、

前記第1基材層は、破断強度が1.0～100.0MPa、破断伸度が400～1500%であり、

前記発泡体層の発泡体の25%圧縮強度が40～160kPa、前記発泡体の引張強度が3.0～15.0MPaである、粘着テープ。

【請求項2】

前記第1基材層に隣り合う前記第1粘着層は、平均粒径が10～40μmのフィラー粒子及び粘着剤樹脂を含有する粘着剤組成物から形成され、

40

前記フィラー粒子を含有する前記粘着層中の前記フィラー粒子の含有量は、前記粘着剤樹脂100質量部に対して3～50質量部である、請求項1に記載の粘着テープ。

【請求項3】

前記第1基材層は、ゴム硬度が20～90Aである、請求項1又は2に記載の粘着テープ。

【請求項4】

前記第1基材層は、100%モジュラスが1～5MPaである、請求項1～3のいずれかに記載の粘着テープ。

【請求項5】

前記第1基材層の第1基材用材料がスチレン系樹脂を含み、

50

前記スチレン系樹脂が、スチレン系化合物単位を主体とする重合体ブロック(A)と、イソプレン単位、ブタジエン単位、又はイソプレン及びブタジエン単位を主体とする重合体ブロック(B)とから少なくとも構成されるブロック共重合体が水素添加された水添共重合体である、請求項1～4のいずれかに記載の粘着テープ。

【請求項6】

前記第1基材層と前記発泡体層との間に第2粘着層を備える、請求項3～5のいずれかに記載の粘着テープ。

【請求項7】

前記第1基材層に隣り合う前記第2粘着層は、平均粒径が10～40μmのフィラー粒子及び粘着剤樹脂を含有する粘着剤組成物から形成され、

10

前記フィラー粒子を含有する前記粘着層中の前記フィラー粒子の含有量は、前記粘着剤樹脂100質量部に対して3～50質量部である、請求項6に記載の粘着テープ。

【請求項8】

前記第2粘着層と前記発泡体層との間に第4粘着層を備える、請求項6又は7のいずれかに記載の粘着テープ。

【請求項9】

前記第2粘着層と前記第4粘着層との間に第2基材層を備える、請求項8に記載の粘着テープ。

【請求項10】

請求項1～9のいずれかに記載の粘着テープと、当該粘着テープの前記第1粘着層の表面上に接着する第1被着体と、当該粘着テープの前記第3粘着層の表面上に接着する第2被着体とを備える接合体。

20

【請求項11】

請求項10に記載の接合体の解体方法であって、

前記粘着テープのうち少なくとも前記第1基材層を伸長させて、前記第1被着体から前記第2被着体を分離する工程を備える、接合体の解体方法。

【請求項12】

請求項9に記載の粘着テープと、当該粘着テープの前記第1粘着層の表面上に接着する第1被着体と、当該粘着テープの前記第3粘着層の表面上に接着する第2被着体とを備える接合体の解体方法であって、

30

前記粘着テープのうち前記第2基材層を前記第2被着体の表面上に残しながら、当該粘着テープのうち少なくとも前記第1基材層を伸長させて、前記第1被着体から前記第2被着体を分離する工程を備える、接合体の解体方法。

40

50